

## 5 監査公表第 8 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年 10 月 20 日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 7 日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	篠 原 達 也
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

### 1 監査報告と措置の件数

5 監査公表第 4 号（令和 5 年 7 月 6 日付 福岡市公報第 6972 号(別冊)公表) 分

…30 件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

#### 1 局別監査

##### (1) 福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>印刷消耗品費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>印刷消耗品費等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の借損料 1 件、委託料 1 件及び「2020 年版 民生委員・児童委員手帳／地方版」に係る印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(地域福祉課)</p>	<p>指摘内容について、課内で共有し、令和 5 年 8 月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施するとともに、定期的な支出事務の管理と併せ、債権者からの請求未了分の確認などについて、複数の職員で進行管理を行うようチェック体制を強化した。</p> <p>また、履行完了後、債権者に対して請求書の速やかな提出を求めるとともに、請求書の提出がない場合は、提出を催促することを徹底するなど、再発防止に努めている。</p>

(2) 保健医療局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 役務費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>役務費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和3年度「手話通訳派遣（6／2、6／4）」外1件に係る役務費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(課長（新型コロナウイルスワクチン接種担当）)</p>	<p>令和4年10月に作成した支払管理表をもとに複数の職員で支出管理を行うこととしており、再発防止を図っている。</p> <p>さらに、指摘内容について課内で共有し、令和5年8月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施した。</p>
<p>(イ) 委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和3年度「新型コロナウイルスワクチン接種医療機関運営補助業務に係るスタッフ派遣（令和3年5月分）」に係る委託料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。</p> <p>今後、委託料の支払いにあたっては、</p>	<p>令和4年10月に作成した支払管理表をもとに複数の職員で支出管理を行うこととしており、再発防止を図っている。</p> <p>また、支払遅延に対する遅延利息については、令和5年3月31日付で受注者に対し支払を完了している。</p> <p>さらに、指摘内容について課内で共有し、令和5年8月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施した。</p>

適正な事務処理を行われたい。 (課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当))	
---	--

(3) 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>嘱託員の報酬は、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、同施行規則及び就業要綱の規定に基づき支給しなければならない。また、月の一部しか勤務しなかった場合は、報酬額を減額して支給しなければならない。また、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得単位は1日又は1時間とし、1時間単位での取得は10日を上限としている。</p> <p>しかしながら、令和元年度において、上限を超えて申請された1時間単位の年休を誤って承認した嘱託員1名について、上限を超えた部分は1日単位の年休となるため、年休付与日数を超えた部分は欠勤となるが、当該欠勤に係る報酬額を減額せず支給していた。</p> <p>今後、報酬等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p>(保険年金課)</p>	<p>欠勤により減額すべき額は、過払金として令和5年2月に返納を求めた。</p> <p>また、会計年度任用職員の休暇取得管理については、令和5年4月から諸承認申請書に時間年休の通算取得日数欄を設けて可視化し、支出時に再チェックするとともに、報酬等の支出事務にあたっては、令和4年12月の事務監査で指摘された後、すみやかに、関係法令等を確認の上、適正処理を行う事を、課内会議及び回覧により周知徹底し、再発防止を図っている。</p>
<p>(イ) 道路占用許可に伴う占用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>長期の道路占用許可に伴う占用料は、道路法及び福岡市道路占用料徴収条例に基づき、占用の期間が1年以上で翌年度以降にわたる場合においては、次年度以</p>	<p>令和4年度道路占用料を納期限までに納付しなかった者に対しては、電話による催告を実施し、令和5年4月までに全ての納入を確認した。</p> <p>また、令和5年度については、道路法等に基づき、4月30日を納期限として適切に占用料の徴収事務を実施している。</p>

<p>降の分は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収しなければならない。また、占用料を納付しない者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定し督促する必要がある。</p> <p>しかしながら、長期の道路占用許可に伴う令和4年度道路占用料の徴収について、徴収期日より遅れて令和4年9月22日を納期限とし調定及び納入の通知を行い、また、納期限までに納付しない者があるにもかかわらず督促していなかった。</p> <p>今後、道路占用許可に伴う占用料の徴収に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(維持管理課)</p>	<p>令和5年度以降の道路占用料の徴収については、令和5年3月にチェックリストや年間スケジュールを作成し、業務の進行状況を課内会議で確認することにより課全体で執行管理を行うこととし、さらに、令和4年8月及び令和5年4月に公金取扱いの重要性について課内研修を実施することで、再発防止を図っている。</p>
---	---

(4) 南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。</p> <p>しかしながら、令和3年度の閲覧複写代の現金収納事務において、区出納員が収納した現金について、収納金額よりも少ない金額の払込書を作成して払込みを行い、収納金額と払込書の金額との差額を23日遅れて払い込んでいるものがあつた。</p> <p>今後は、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(納税課)</p>	<p>現金収納事務については、払込金額の誤りが判明した後からは、複数職員での収納金額と払込書金額の整合性確認を確実に行うこととしており、さらに令和4年4月からは、確認の際に関係書類の確認箇所をチェックを入れることで、確認状況が明確になるようチェック体制を強化した。</p> <p>また、同様の誤りを行わないよう、令和5年7月に課内研修を実施した。</p>

(5) 城南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>嘱託員の報酬は、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、同施行規則及び就業要綱の規定に基づき支給しなければならないが、月の一部しか勤務しなかった場合は、報酬額を減額して支給しなければならない。</p> <p>しかしながら、令和元年度において、私傷病のため8月1日から9月29日までを勤務免除とした嘱託員1名について、勤務しなかった期間のうち無給の期間に係る報酬額を減額せず支給していた。</p> <p>今後、報酬等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保護課)</p>	<p>過払いとなっている嘱託員の報酬については、令和5年10月に返納を求めた。</p> <p>また、報酬支出事務については、令和5年5月に所属職員に対し課内研修を行い、職員（会計年度任用職員を含む。）の休暇及び給与制度について周知徹底するとともに、関係法令に則った適切な事務処理を行うよう注意喚起を行うことで再発防止を図った。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>道路土工及び運搬処理工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道蒲田1165号線 道路改良工事 (その7)</p> <p>(契約金額1億387万3,000円)</p> <p>本工事は新設道路を整備する道路改良工事である。</p> <p>土砂運搬処理において、現場等の道路幅員に制約を受けるとして設計変更を行って</p>	<p>道路土工及び運搬処理工の積算については、令和5年4月から新たにチェックシートを作成し、設計時に設計者及び精査者によるダブルチェックを行うこととし、再発防止を図っている。</p> <p>また、毎年度課内研修にて行っている監査研修に本事案を追加し、課内全体に周知することで再発防止を図っている。</p>

<p>いたが、積算条件区分に該当しない施工単価を適用して積算を行い、さらに、土量変化率を考慮しないまま土工量の算定を行った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、軟弱な地盤があり通常の土砂搬出が困難であるとして、設計変更で不整地運搬車による運搬を増工していたが、土砂の積込費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(施設課)</p>	
---	--

(2) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>運搬費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>油山牧場災害復旧工事 (契約金額 2,947 万 7,800 円)</p> <p>本工事は台風により被災した施設（法面等）を復旧する災害復旧工事である。</p> <p>仮設工の積算において、敷鉄板設置工を計上していたが、敷鉄板（仮設材）の運搬費等を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画課)</p>	<p>令和5年7月に、今回の指摘内容を課内研修で周知するとともに、土木職員増に伴う技術的なダブルチェックにより設計・積算のチェック強化を図り、また、財政局が実施する研修などを活用した職員の能力向上により再発防止に努めている。</p>

(3) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 土壌汚染対策法を遵守すべきもの</p> <p>南公園センターゾーンペンギン展示施設整備工事 (契約金額 1 億 3,691 万 9,200 円)</p> <p>本工事は動物園の展示施設の新築に伴</p>	<p>土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案については、令和5年6月に届出を行った。</p> <p>また、令和5年4月から起工時にチェックリストを使用して土壌汚染対策法に基づく届出の必要性の有無を確認する際、事業計画の規模等の確認を徹底することと</p>

<p>う整備工事である。</p> <p>土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。 (整備課)</p>	<p>し、再発防止を図っている。</p> <p>さらに、令和5年7月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。</p>
<p>B 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 福岡市合葬墓等新築工事 [総合評価] (契約金額1億9,054万9,700円)</p> <p>本工事は合葬墓及び管理事務所等を新築する工事である。</p> <p>土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>本工事については、合葬墓周辺の施設の新設事業とエントランス及び管理事務所等の整備の既存施設改修事業を、別事業と判断し届出を行っていなかったが、</p>	<p>土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案については、令和5年4月に届出を行った。</p> <p>また、令和5年4月から起工時にチェックリストを使用して土壌汚染対策法に基づく届出の必要性の有無を確認する際、事業計画の規模等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。</p> <p>さらに、令和5年7月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。</p>

<p>同一の事業として届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。 (整備課)</p>	
<p>C 土壤汚染対策法を遵守すべきもの 動物園アジアゾウ舎放飼場整備（その 1）工事 (契約金額 1 億462万7,600円)</p> <p>本工事は動物園の放飼場の新築に伴う 整備工事である。</p> <p>土壤汚染対策法第4条では、対象となる 土地の面積が環境省令で定める規模 (3,000㎡)以上の土地の形質の変更をし ようとする者は、あらかじめ福岡市長に 届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリア に分けて計画を行い順次再整備を進め てきたことから、エリアの工事範囲ごと に形質変更される土地の面積が届出の必 要となる規模以下となると判断し、本工 事については届出を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事 業で行う各々の工事については、同一の 事業計画で行われるものであり、届出が 必要となる規模以上となるため、届出を 行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。 (整備課)</p>	<p>土壤汚染対策法に基づく届出を行って いなかった事案については、令和5年6月 に届出を行った。</p> <p>また、令和5年4月から起工時にチェッ クリストを使用して土壤汚染対策法に基 づく届出の必要性の有無を確認する際、事 業計画の規模等の確認を徹底することと し、再発防止を図っている。</p> <p>さらに、令和5年7月に過去の事務処理 誤り等を題材とした局内研修へ参加した ことに加え、今後は、定期的に財政局が実 施する研修を受講する。</p>
<p>D 土壤汚染対策法を遵守すべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施 設新築工事〔総合評価〕 (契約金額 4 億9,993万1,300円)</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する 工事である。</p>	<p>土壤汚染対策法に基づく届出を行って いなかった事案については、令和5年6月 に届出を行った。</p> <p>また、令和5年7月に新たにチェックリ ストを作成し、土壤汚染対策法に基づく届 出の必要性の有無を確認する際、事業計画</p>



<p>土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。 (動物園)</p>	<p>の規模等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。</p> <p>さらに、令和5年7月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。</p>
<p>E 土壌汚染対策法を遵守すべきもの 福岡市植物園立体駐車場新築工事 [総合評価] (契約金額3億4,763万8,500円)</p> <p>本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。</p> <p>土壌汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。</p> <p>福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要</p>	<p>土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案については、令和5年6月に届出を行った。</p> <p>また、令和5年7月に新たにチェックリストを作成し、土壌汚染対策法に基づく届出の必要性の有無を確認する際、事業計画の規模等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。</p> <p>さらに、令和5年7月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。</p>

<p>となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。</p> <p>(植物園、動物園関連)</p>	
<p>(イ) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの [重点事項]</p> <p>山王公園園路整備工事 (契約金額9,312万4,900円)</p> <p>本工事は老朽化した園路の整備工事である。</p> <p>アスファルト舗装工(透水性アスファルト舗装)の積算において、公園利用者が多数いることから安全確保を図るため工事の施工範囲等を制限する必要があるとして、積算条件区分の「平均幅員1.4m未満」を適用していた。</p> <p>また、施工においては、公園利用者の立ち入り規制を行うことにより、安全に施工ができるとして、施工方法等の承諾を行い設計変更を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、実施の現場条件では「平均幅員1.4m以上」の施工が可能となるため、設計図書で明示している積算条件区分を「平均幅員1.4m未満」から「平均幅員1.4m以上」に変更する必要があった。</p> <p>今後は、適正な設計変更に努められたい。</p> <p>(整備課)</p>	<p>令和5年7月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。</p> <p>また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。</p>

<p>(ウ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A ユニット及びその他工事、金属製建具工事及び土工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事〔総合評価〕</p> <p>(契約金額4億9,993万1,300円)</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。</p> <p>建築工事の積算では、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用することとなっているが、ユニット及びその他工事の一部（ガラス柵）の単価の採用にあたり、諸経費を含まない金額を採用し、一方で、一部シンクの数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、金属製建具工事の一部（鋼製建具）の単価の採用にあたり、見積比較表のデータ入力を誤った結果、最低価格の見積書の金額を採用しなかったため、過大な積算となっていた。</p> <p>さらに、土工事の一部（山留め）の単価の採用にあたり、見積書から見積比較表への転記を行う際の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(動物園)</p>	<p>令和5年7月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。</p> <p>また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。さらに、根拠法令等を盛り込んだマニュアルを作成し、課内で情報を共有した。</p>
---	--

<p>B 共通費、地業工事及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市植物園立体駐車場新築工事〔総合評価〕</p> <p>(契約金額 3億4,763万8,500円)</p> <p>本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。</p> <p>共通費の算定において、舗装工事について共通費の率の適用を誤り、一方で、建設発生材処分費の一部（改良コラム残土処分費）について、共通仮設費及び現場管理費の算定対象外とすべきところ算定対象とした結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、地業工事の一部（改良コラム）の単価の採用にあたり、最低価格の見積書の金額を採用しなかった結果、過大な積算となっていた。</p> <p>さらに、直接仮設工事の積算において、一部遣方の数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(植物園、動物園関連)</p>	<p>令和5年7月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。</p> <p>また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。さらに、根拠法令等を盛り込んだマニュアルを作成し、課内で情報を共有した。</p>
<p>(エ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設発生土の処分を適正に行うべきもの</p> <p>南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事〔総合評価〕</p> <p>(契約金額 4億9,993万1,300円)</p> <p>本工事は動物園の展示施設を新築する</p>	<p>令和5年7月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。</p> <p>また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。さらに、根拠法令等を</p>

<p>工事である。</p> <p>本工事において建設発生土の処分量が500m<sup>3</sup>以上となることから、構外指定処分とすべきところ、誤って自由処分としていた。</p> <p>また、施工計画書に記載していた建設発生土の搬入場所とは違う場所に搬入されており、さらに、「福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例」の許可について確認できていなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p>(動物園)</p>	<p>盛り込んだマニュアルを作成し、課内で情報を共有した。</p>
<p>(ウ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>測量費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>貝塚駅周辺土地区画整理事業 道路造成等詳細設計業務委託</p> <p>(契約金額1億165万1,000円)</p> <p>本委託は土地区画整理事業の施行地区において、測量及び道路設計等を行う業務委託である。</p> <p>測量費の積算において、路線測量変化率等の適用条件区分を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(Smart EAST基盤整備課)</p>	<p>令和5年7月に、課内研修を実施し、所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修への参加により再発防止の徹底を図った。加えて、同月に過去の監査結果事例集を独自に作成し、同様の誤りを繰り返さないよう、課内で情報を共有した。</p> <p>また、令和5年6月に作成した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。</p>
<p>(カ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]</p> <p>南公園センターゾーンペンギン展示施設新築電気設備工事</p> <p>(契約金額6,831万3,300円)</p> <p>本工事は動物園の施設の新築に伴う電</p>	<p>令和5年7月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。</p> <p>また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。さらに、根拠法令等を</p>

<p>気工事である。</p> <p>関連工事との工程調整のため工期延長の契約変更を行っていたが、積算において共通費を算定するために用いる工期Tを減じていないことについて誤っていると判断し、これに係る変更を併せて行っていた。</p> <p>しかしながら、工期Tを減じる日数の変更は、受注者と協議をされておらず、また、工期延長にかかる金額変更の対象ではないため、当該契約変更に含めるべきではなかった。</p> <p>なお、本工事では当初発注の起工時において、履行期間の開始日を「契約締結の翌日」としており、始期を公告予定日とする必要があったが、実際に工事着手日となった日付が設定されていたため、工期Tを減じていないことに誤りはなかった。</p> <p>今後は、適正な契約変更に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(動物園)</p>	<p>盛り込んだマニュアルを作成し、課内で情報を共有した。</p>
---	-----------------------------------

(4) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 足場設置の積算を適正に行うべきものの</p> <p>令和2年度 東浜ふ頭北ー7.5m岸壁補修工事(その1) [総合評価]</p> <p>(契約金額9,612万5,700円)</p> <p>本工事は岸壁の付帯構造物(防舷材等)の取替を行う補修工事である。</p> <p>防舷材工(撤去工・取付工)の積算における足場設置について、撤去工の</p>	<p>指摘内容については、再発防止のため、令和5年7月に、課内研修を実施し、周知徹底を図った。また、同様の誤りが起こらないよう、既存の設計及び精査時のチェックリストを改定し、チェック体制の強化を図っている。</p>

<p>施工時に必要な足場設置は計上していたが、取付工の施工時に必要な足場設置を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、足場については、2組製作して流用するようにしていたが、製作費の積算において数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (維持課)</p>	
<p>(イ) 工場管理費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>アイランドシティ地区コンテナクレーン設置工事 [総合評価] (契約金額13億9,700万円)</p> <p>本工事はアイランドシティ地区にコンテナクレーンを設置する工事である。</p> <p>工場管理費の積算において、国の基準「港湾請負工事積算基準・第2部船舶および機械製造修理請負工事積算基準」及び福岡市港湾空港局の基準「港湾空港局建築・設備工事積算運用基準」では、工場管理費の対象額は、直接製作費、間接労務費の合計額となっている。</p> <p>本工事においては、国の基準に「この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とする」との記載があることを理由に、これを適用し、工場管理費の対象額から間接労務費を除いて積算していた。</p> <p>しかしながら、国の基準等には「この基準によりがたい場合」の明確な基準はないにもかかわらず、間接労務費</p>	<p>指摘内容については、再発防止のため、令和5年7月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、国の基準等における「この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とする」という項目を適用する場合の取扱いについて、「港湾空港局建築・設備工事積算運用基準」を令和5年8月に改訂し、適切に対応を図っている。</p>

<p>を除いて積算していた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設課)</p>	
---	--

(5) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>施工箇所が点在する工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>奈多1丁目1地内外9箇所 道路照明灯建替工事</p> <p>(契約金額1,195万8,100円)</p> <p>本工事は道路照明灯の建替工事である。</p> <p>積算において、「土木工事標準積算基準書」では「施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事」においては「通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事」などの例外を除いて、施工箇所が点在する工事の積算を適用することとなっている。</p> <p>しかしながら、当該工事は、指定された施工箇所が少なくとも7km程度離れた2つの地区で構成されており、施工箇所が点在する工事の積算を適用すべきところ、適用しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和5年4月にチェックリストの見直しを行い、再発防止を図った。</p> <p>また、適正な設計を行うよう令和5年7月に課内研修を実施し、再度周知徹底を図っている。</p>

(6) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>舗装工、暗渠排水管及び表面被覆工の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>設計の積算については、「土木工事標準積算基準書」に基づき適正に積算することとし、判断が困難な場合は職員内で共有するとともに、歩掛の所管課に問い合わせす</p>



<p>美野島アンダーパス舗装補修工事 (契約金額5,796万100円)</p> <p>本工事は老朽化したアンダーパスの舗装及び壁面の補修工事である。</p> <p>舗装工(歩道部)の積算において、積算条件の「小型車割増あり」を適用し積算を行っていたが、「土木工事標準積算基準書」には、舗装工の積算条件に「小型車割増」がないため、同割増しを適用することは誤りであり、その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、暗渠排水管の積算において、排水管の材料単価は1m当りで計上する必要があったが、誤って1本当りで計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>表面被覆工の積算において、プライマー塗布を計上する必要があったが誤って計上していなかった。</p> <p>さらに、見積価格を採用していたが、有効桁数3桁の価格とすべきところを、誤って有効桁数1桁の価格を採用していた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>るなど適正な積算に努めることを令和5年7月に実施した課内研修で確認し、周知徹底を図った。さらに、時間に余裕を持った積算を行い、十分な精査時間を確保するよう課内研修で周知徹底を図った。</p>
---	--

(7) 南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>伸縮継手補修工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>塩原橋伸縮装置補修工事 (契約金額2,223万8,700円)</p> <p>本工事は経年劣化により損傷している、橋梁用伸縮装置の取替を行う補修工事である。</p>	<p>伸縮継手補修工の積算については、今後、同様の誤りを行わないよう、令和5年6月に課内研修を実施するとともに、令和5年7月にチェックリストの見直しを行い、周知徹底を図った。</p>

<p>伸縮継手補修工の積算において、市場単価の橋梁用伸縮装置工を適用し、さらに構造物とりこわしを計上していたが、同市場単価には、はつり工から撤去、据付までの作業が含まれており、別途構造物とりこわしを計上する必要がなかった。</p> <p>その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	
--	--

(8) 城南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>間接工事費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道大濠東油山線道路舗装工事 (契約金額4,787万2,000円)</p> <p>本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装工事である。</p> <p>「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。</p> <p>しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。</p> <p>さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>支給した資材を間接工事費の対象額としていなかったこと及び支給品運搬費の未計上については、令和5年7月に課内で事例の共有及び再発防止のための研修を実施した。</p> <p>また、令和5年6月から、新たにチェックリストを作成し、工事発注の際に設計者、精査者においてダブルチェックを実施することとし、再発防止を図っている。</p>

(9) 早良区役所

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p>	<p>令和5年4月に課内会議や研修にて、再発防止項目として、情報共有及び事例等を</p>

<p>(ア) 経費の算定を適正に行うべきもの  国道263号線曲渕トンネル照明灯LED化工事（早良区）  （契約金額3,419万5,700円）  本工事はトンネル照明をLED化する工事である。  経費計算において、「土木工事標準積算基準書」によると機器単体費については、間接工事費及び一般管理費の対象額としないこととなっており、また、機器単体費の対象となる機器とは施工現場においては加工等を必要としないものとされている。  当該工事で行った照明制御盤の改造について、盤製造メーカーが作業を担当することから、盤製作と同等であると判断し、機器単体費に該当するとしていたが、現場に設置されている照明制御盤の改造は、現場での加工等に該当することから、機器単体費とすべきではなかった。その結果、過小な積算となっていた。  今後は、適正な積算に努められたい。  （維持管理課、道路下水道局道路維持課関連）</p>	<p>確認した。また、チェックリストに項目を追加し、工事発注の際に設計者、精査者のダブルチェックを実施しており、再発防止を図っている。  （維持管理課）  令和5年8月の課内研修にて、今回の事例や監査の指摘事例等を共有し、注意喚起を行った。  また、令和5年5月に確認チェックリストに項目を追加し、設計者、精査者においてダブルチェックを実施することで、再発防止を図っている。  （道路下水道局道路維持課）</p>
<p>(イ) 間接工事費の積算を適正に行うべきもの  市道有田1235号線道路舗装補修工事  （契約金額2,098万9,100円）  本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装補修工事である。  「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。  しかしながら、本工事の下水道用人孔</p>	<p>令和5年4月に課内会議や研修にて、再発防止項目として、情報共有及び事例等を確認した。また、チェックリストに項目を追加し、工事発注の際に設計者、精査者のダブルチェックを実施しており、再発防止を図っている。</p>

<p>蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。</p> <p>さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	
---	--

(10) 西区役所

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>敷鉄板設置・撤去の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道福重石丸線（西2幹）歩道設置工事（その10）</p> <p>(契約金額8,151万8,800円)</p> <p>本工事は新たに歩道を整備する歩道設置工事である。</p> <p>敷鉄板設置・撤去の積算において、誤った施工単価を適用した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(土木第1課)</p>	<p>指摘内容については、再発防止のため、令和5年8月に課内研修を実施し、所属職員への周知を行った。</p> <p>また、令和5年8月から設計・積算時のチェックリストに路面覆工についての項目を追加し、再発防止を図っている。</p>

(11) 水道局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>土工量の算出を適正に行うべきもの</p> <p>新久山スラッジ最終処分場遮水シート設置工事〔総合評価〕</p> <p>(契約金額2億1,594万8,700円)</p> <p>本工事は最終処分場に遮水シートを設置する工事である。</p>	<p>監査結果において、是正を求められた件については、令和5年6月に課内会議において所属職員へ周知徹底を行った。</p> <p>また、設計書作成時に使用する設計積算チェックリストの改定を行い、令和5年8月より施行し、チェック体制を強化することで再発防止を図っている。</p>

<p>建設発生土（残土）の土工量については、地山の土量とするようになっているが、土砂等運搬及び処理（処分）料の積算において、誤って土量変化率を考慮した土工量の算出を行った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（浄水施設課）</p>	
---	--